

プラスチック一括回収の促進に向けた研究会

～自治体等の参加メンバー募集のお知らせ～

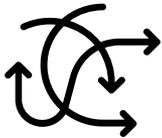
2025年6月

一般社団法人 プラスチック循環利用協会

問題意識



- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」に則して、各自治体での廃プラ一括回収の取組みが活発化。
- プラスチックのユーザー業界で再生資源への関心が高まる中で、長期的には再生資源の原料として製品プラ、容リプラへに期待する声がある。
※ここでは「一括回収」を容リプラや製品プラを幅広く集める仕組みとして定義



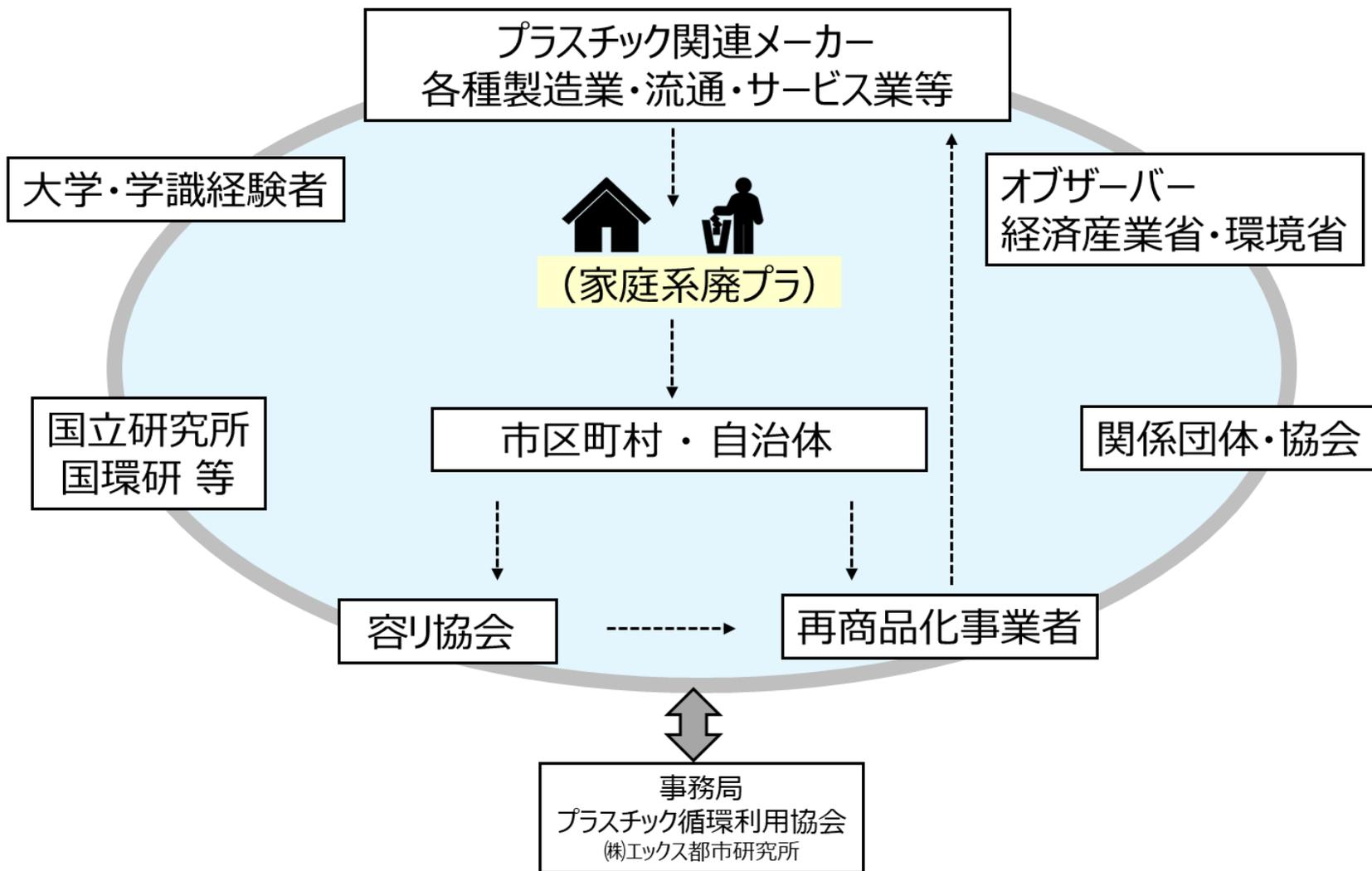
- 他方、一括回収に着手した自治体は現時点では一部にとどまっており、多くの自治体で検討中又は様子見の状況。
- 一括回収された廃プラからの再生材料の品質も自治体によってバラつきがあり、幅広い用途での活用は難しい状況。



- 廃プラの資源化促進を一体的に促進するために、共通する課題について体系的に整理したうえで、検討する場を設けることが重要。
- これから一括回収に取り組む自治体、現在、検討中にとどまっている自治体、今後参入を検討する再商品化事業者等に向けて、想定される課題や対応策等に係る有用情報を発信し、具体的なアクションを促すことが必要。

プラスチック一括回収の促進に向けた研究会の狙い

**狙い：①容リプラ、製品プラの一括回収する自治体・事業者の促進
②再生材料の品質向上**



「プラスチック一括回収の促進に向けた研究会」 委員名簿

(分類別五十音順)

(委員長) 吉岡 敏明 東北大学大学院 環境科学研究科 教授・研究科長

学識経験者

- 4
- ・国立環境研究所
 - ・産業技術総合研究所
 - ・東京大学大学院

自治体

- 11
- ・市原市
 - ・岩手県
 - ・大阪市
 - ・岡山市
 - ・川崎市
 - ・北九州市
 - ・札幌市
 - ・周南市
 - ・仙台市
 - ・富山市
 - ・その他

再商品化 事業者 リサイクル事 業者

- 11
- ・株式会社アールプラスジャパン
 - ・石塚化学産業株式会社
 - ・いその株式会社
 - ・エム・エム・プラスチック株式会社
 - ・株式会社近江物産
 - ・ケミカルリサイクル・ジャパン株式会社
 - ・J&T環境株式会社
 - ・大栄環境株式会社
 - ・株式会社タイボー
 - ・株式会社富山環境整備
 - ・ニッコー・ファインメック株式会社

協会・団体

- 4
- ・クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス (CLOMA)
 - ・一般社団法人SusPla (Sustainable Plastics Initiative)
 - ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 - ・その他

オブザーバー

- 2
- ・経済産業省
 - ・環境省

『プラスチック一括回収の促進に向けた研究会』の運営イメージ（案）

- 廃プラ一括回収の促進に向けて、その取組みを先行する関連自治体や再資源化事業者・再商品化事業者の積極的参加を期待
- 主な検討テーマは、
 - ① 廃プラ一括回収促進に向けた課題や対応策（現場での運用課題や成果など）。特に、まだ一括回収を実施していない自治体が新たに取組を始める上での課題、再商品化事業者や中間処理事業者が新規参入や対象自治体を拡大する上での課題
 - ② 廃プラや再生材料の品質を向上させる上での課題
 - ③ 一括回収による環境貢献効果（CO₂排出削減など）に係るLCA定量的評価
- 多岐に渡る検討テーマに対して、テーマごとの課題抽出、対応の方向性や対応策について検討
- これから一括回収に取り組む自治体、現在、検討中にとどまっている自治体、今後新規参入やエリア拡大を検討する再商品化事業者等に向けて、想定される課題や対応策等に係る有用情報を発信
- 制度の見直しや政府支援策などについての政策要望事項も整理する

第3回「プラスチック一括回収の促進に向けた研究会」 参加募集の案内

◆ 自治体様の募集

- まだ一括回収を実施していないが、今後、一括回収の開始をご検討中、またはご興味のある自治体や小規模な自治体の連合体
 - 一括回収に関わる課題を抱えており、研究会を通じて解決の方向性など議論を望む自治体
- 以上のような自治体様に、本研究会への参加、アンケートなどでのご協力をお願いしたいと思います。

◆ 再商品化事業者様等の募集

これから新規参入や対象エリアの拡大を検討している再商品化事業者様や、中間処理事業者様からも課題や対応策などをヒヤリングやアンケートなどでお伺いし、本研究会の議論に反映したいと思います。

<以上、ご興味のある自治体様、事業者様は、下記までご連絡ください。お待ちしております>

【第3回研究会 開催概要】

日時：令和7年7月22日（火） 13：30～16：30（対面/Web併用）

* 研究会終了後、1時間程度懇親会を予定しております。（飲み物付き）

会場：NATULUCK築地東銀座 東京都中央区築地1-7-10 ABL築地3階

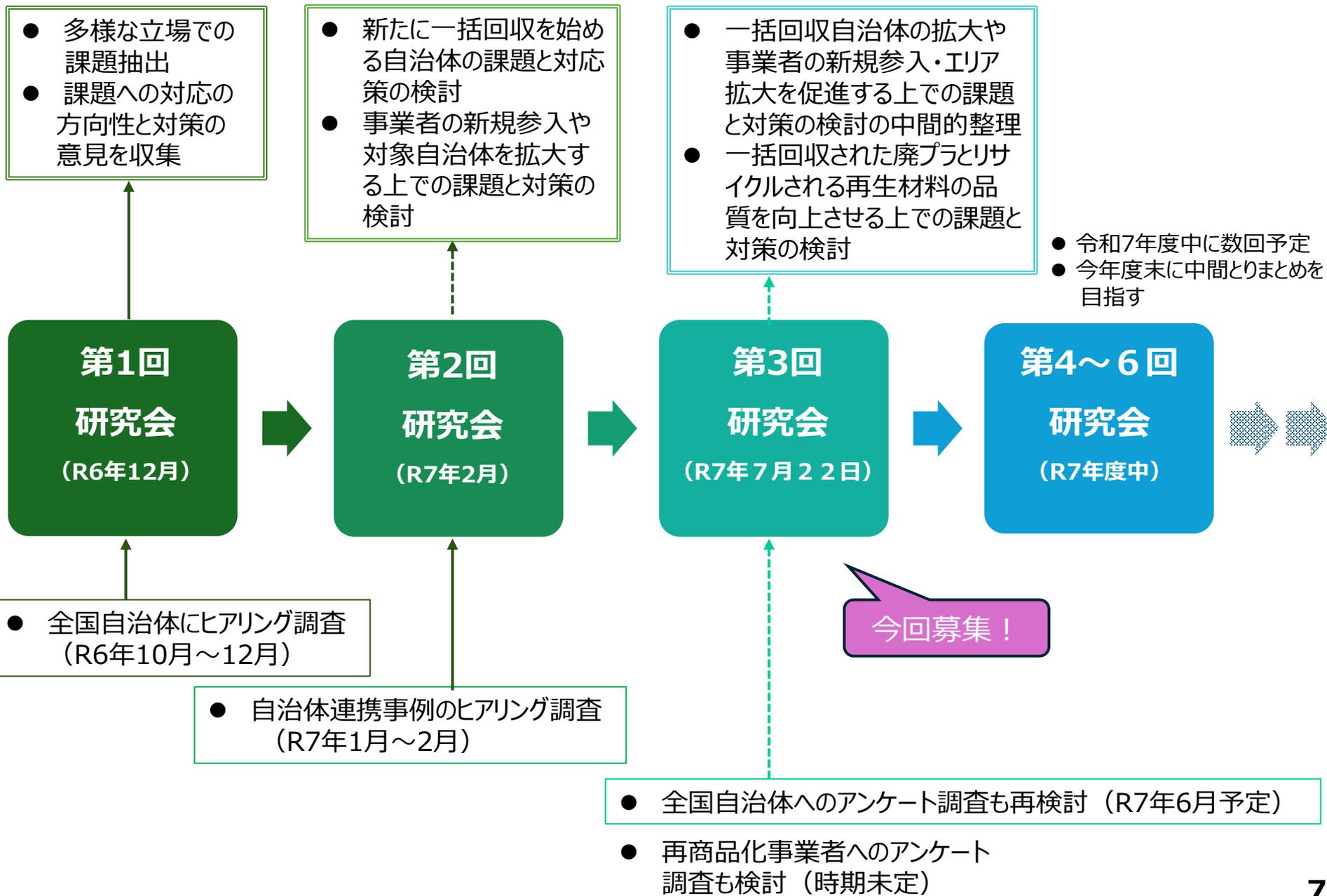
* 対面参加希望で、旅費が必要な自治体はご相談ください。

【問い合わせ・連絡先】

一般社団法人 プラスチック循環利用協会 担当：武井 大助

Mail：takei@pwmi.or.jp Tel：03-6810-9146 または 090-9294-5314

研究会進捗と今後の予定



付属資料：本研究会における用語・略語の定義

用語・略語	定義（概要）
一括回収	様々な回収ルートや回収スキームを用いて、家庭系の使用済みプラスチックを幅広く集める仕組み
プラ新法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日 施行）
32条	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の第三十二条
33条	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の第三十三条
容リ法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成23年8月30日 施行）
指定法人	容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人
容リ協	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（家庭系の一般廃棄物）
プラ製品（等）	プラスチック容器包装廃棄物およびそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（家庭系の一般廃棄物）
材料リサイクル	マテリアルリサイクルともいう。製品、ペレット、フレーク、減容顆粒品、フラフ等にリサイクルすること。
再商品化事業者	容リプラ・製品プラをリサイクル（材料リサイクル、油化、ガス化）またはコークス炉化学原料化する事業者。あるいは、容リプラ・製品プラをもとに高炉還元剤を製造する事業者など。
リサイクル事業者	容リ法やプラ新法の処理を行わず、排出事業者由来（いわゆる産廃）の高品質な廃プラや容リ法等で処理されたペレットを原料にして、ユーザ業界で使える性能や品質に改善する（リサイクルする）事業者
ユーザ業界	再商品化された原料やペレット等を用いて新たに容リプラや製品プラを製造する事業者（コンパウンド化事業者も含む。）または、それらの容リプラや製品プラを利用した各種製品（自動車、家電製品、建設資材、化粧品、洗剤、家庭用品など、幅広い製品）を製造または販売する事業者（静動脈の幅広い産業を対象とする）